

4. 議員の議員報酬等

(1) 議員の議員報酬及び期末手当

ア 議員報酬

(適用年月日 平成5年12月1日)

区 分	議 長	副 議 長	議 員
議員報酬月額	910,000円	810,000円	780,000円

イ 期末手当

議員報酬月額 + $\frac{\text{議員報酬月額} \times 45 \text{ (45\%を超えない範囲内)}}{100}$ に次表の割合を乗じて得た額を支給する。

(適用年月日 令和7年4月1日)

基準日 在職期間	6月1日	12月1日
6 箇 月	100分の170.0	100分の170.0
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の136.0	100分の136.0
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の102.0	100分の102.0
3 箇 月 未 満	100分の51.0	100分の51.0

(2) 費 用 弁 償

ア 国内旅行の旅費（適用年月日 平成20年4月1日）

(ア) 日額旅費

次の各号に定める旅行の場合、下表の日額により計算する。

- ① 県議会の招集に応じたとき
- ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の招集に応じて出席したとき
- ③ 会議規則で定める議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整を行うための場に出席したとき

区 分	旅費の額（日額）
居住地が招集地である場合	6,700円
居住地から招集地までの往復の距離が路程50km未満である場合 （居住地が招集地である場合を除く）	8,300円
居住地から招集地までの往復の距離が路程50km以上100km未満である場合	9,900円
居住地から招集地までの往復の距離が路程100km以上である場合	13,300円

(イ) 通常の場合

次の各号における旅行の場合、下表により計算する。

- ① アの(ア)の②の会議において旅行することを議決し議長の承認を得たとき
- ② 議長、副議長又は議長の依頼によりその代理となる者が公務により出務したとき
- ③ 地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣したとき

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 (1 kmにつき)
特別車両料金	特別船室料金	実 費	25円

宿泊料（1夜につき）		旅行雑費（1日につき）		食卓料 (1夜につき)
甲地方	乙地方	同一県内旅行 以外の旅行	同一県内旅行 (100km以上又は宿泊した場合)	
17,700円	13,300円	1,200円	200円	3,000円

※ 宿泊料の欄中、甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律別表第一の一備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

イ 外国旅行の旅費（適用年月日 平成19年4月1日）

(ア) 宿泊料、外国旅行雑費及び食卓料

宿泊料（1夜につき）				外国旅行雑費（1日につき）				食卓料 （1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	7,700円

（備考）

- 一 宿泊料及び外国旅行雑費の欄中、指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律別表第二の一の備考二に規定する指定都市の地域、甲地方の地域、乙地方の地域及び丙地方の地域をいう。
- 二 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における外国旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

(イ) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び死亡手当

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	死亡手当
最上級の運賃	最上級の運賃	最上級の運賃	実費	640,000円

(3) 政 務 活 動 費

青森県政務活動費の交付に関する条例により、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付しており、その概要は次のとおりである。

ア 交付対象

各月の初日に議員である者

イ 政務活動費の額

月額31万円

ウ 収支報告書

毎年度、議長に「収支報告書」及び全ての支出に係る領収書の写し等を提出しなければならない。

